

2026 年度『合格六法』のご利用につきまして

2026 年 4 月 1 日

LEC 東京リーガルマインドをご利用いただきまして、ありがとうございます。

2026 年度の『合格六法【憲法・行政法】』・『合格六法【民法】』* のご利用につきまして、お知らせがあります。

* LEC 行政書士サイトの「書籍・参考書」のページ (www.lec-jp.com/gyousei/book/) から購入できます。

GU26051 『2026 行政書士試験 合格六法【憲法・行政法】』では、**行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法・地方自治法**の条文に関して、本文（改正前）の規定の次に、**改正後の規定**を掲載して「**点線**」で囲んでいる部分があります。

行政手続法	第 15 条、第 16 条、第 22 条、第 31 条
行政不服審査法	第 51 条
行政事件訴訟法	第 15 条、第 19 条
地方自治法	第 9 条、第 74 条の 2、第 100 条

これは、令和 4 年法律第 48 号・令和 5 年法律第 63 号による改正の施行日が未定であったためですが、いずれも 2026 年 5 月 21 日施行となり、**4 月 1 日までに施行されなかった**ことから、これらの**改正後の規定**は、2026 年度の行政書士試験の**出題範囲外**です。本文（改正前）の規定をご利用ください。

GU26052 『2026 行政書士試験 合格六法【民法】』では、**民法**の条文に関して、本文（改正前）の規定の次に、**改正後の規定**を掲載して「**点線**」で囲んでいる部分があります。

民法	第 306 条、第 308 条の 2、第 749 条、第 754 条、第 765 条、第 766 条、第 766 条の 2、第 766 条の 3、第 768 条、第 770 条、第 788 条、第 797 条、第 811 条、第 817 条の 12、第 817 条の 13、第 818 条、第 819 条、第 824 条の 2、第 824 条の 3、第 833 条
----	--

これは、令和 6 年法律第 33 号による改正の施行日が未定であったためですが、この改正は**2026 年 4 月 1 日に施行された**ことから、2026 年度の行政書士試験の**民法**のための学習では、これらの条文については「**点線**」で囲んでいる**改正後の規定**をご利用ください。

2026 年度の行政書士試験は、**2026 年 4 月 1 日現在**施行されている法令に関して出題されます。

以上の内容につきまして、ご確認をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

LEC 東京リーガルマインド 行政書士試験部